

各位

会 社 名 文化シヤッター株式会社 代表者名 代表取締役社長 小倉 博之 (コード番号 5930 東証プライム) 問合せ先 人事総務部長 宮下 貴博 (TEL. 03-5844-7200)

ダルトンらによる当社の株券等を対象とする大規模買付行為等を踏まえた当社 の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ

当社取締役会は、ダルトンら(注1)が、2023年10月31日付け大量保有報告書で同月 24日時点において株券等保有割合にして5.03% (議決権比率(注2)約5.09%)に相当す る当社株券等を保有していることを公表して以降、断続的に、当社株券等を急速かつ大量 に買い集めており(以下、ダルトンらによる断続的な市場内外における当社株券等の急速 かつ大量の買集めを「本株式買集め」といいます。)、2025年6月17日付け変更報告書 No.14 によれば、同月 10 日時点において、株券等保有割合にして 19.69% (議決権比率約 19.93%) に相当する当社株券等を保有するに至っていること、同年 8 月 27 日に実施した ダルトンらとの面談(以下「8月27日面談」といいます。)において、ダルトンらが今後 も当社株券等を更に買い集めることができる余地を確保するよう要請を受けたこと等を踏 まえ、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保する観点から、本日、当社の財務 及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第 118 条 第 3 号柱書に規定されているものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいま す。) の一部を見直すとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者に よって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(同号 ロ(2)) として、①ダルトンらによる当社株券等を対象とする本株式買集め及び②ダルトン らによる当社株券等を対象とする大規模買付行為等(下記Ⅲ2(2)で定義されます。以下同 じです。)が継続している状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買 付行為等への対応策(以下「本対応方針」といいます。)を導入することを決議いたしま したので、お知らせします。

止プレス」といいます。)をご参照ください。)、即ち、平時に導入されるいわゆる事前 警告型買収防衛策とは異なるものです。なお、本対応方針の導入につきましては、独立社 外取締役8名を含む当社取締役全員の賛成により決議されております。

- 「ダルトンら」とは、ダルトン・インベストメンツ・インク(Dalton Investments, Inc.)(以下「ダルトン」といいます。)、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド(NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC)(以下「NAVF」といいます。)、エヌエーブイエフ・セレクト・エルエルシー(NAVF Select LLC)(以下「NAVF Select」といいます。)、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー(Dalton Investments LLC)(以下「ダルトン LLC」といいます。)、ダルトン・アドバイザリー株式会社(以下「ダルトンアドバイザリー」といいます。)、Rosenwald Capital Management, Inc.、ライジング・サン・マネジメント(Rising Sun Management Ltd.)(以下「RSM」といいます。)、Hikari Acquisition、Michael 1925、ジェイエムビーオー・ファンド・リミテッド(以下「JMBO」といいます。)の総称です。
- (注 2) 「議決権比率」は、当該大量保有報告書及び変更報告書記載の保有株券等の 数に係る議決権の数が、当該大量保有報告書及び変更報告書記載の報告義務 発生日において直近に提出された有価証券報告書、半期報告書、四半期報告 書、及び自己株券買付状況報告書に記載の当社の総議決権数に占める割合を いいます。

ダルトンらによる本株式買集めの状況は、以下のとおりです。

上記のとおり、ダルトンらは、2023 年 10 月 31 日に、NAVF が、NAVF Select 及びダルトン LLC を共同保有者として当社株券等に係る大量保有報告書を提出して以降、2025 年 6 月 17 日付け変更報告書 No.14 で同月 10 日時点の株券等保有割合が 19.69%(議決権比率約 19.93%)であることを公表するまで、当社株券等を継続的に買い集めています。

特に、ダルトンらは、2023 年 10 月 31 日付け大量保有報告書で、同月 24 日時点において株券等保有割合にして 5.03% (議決権比率約 5.09%) に相当する当社株券等を保有するに至るまで、同月 1 日から、僅か 2 営業日を除く全営業日において当社株券等を市場内外にて買い集めておりました。また、2024 年 6 月 20 日付け変更報告書 No.7 によれば、ダルトンらは、2024 年 6 月 4 日には株券等保有割合にして約 2.16% (議決権比率約 2.19%)、同月 13 日には株券等保有割合にして約 2.51% (議決権比率約 2.55%) に相当する当社株券等を市場外で急速かつ大量に買い集めており、その結果、同月のみで、株券等保有割合にして約 4.68% (議決権比率約 4.74%) に相当する当社株券等を市場外で急速に買い集めておりました。さらに、直近でも、2025 年 5 月 8 日付け変更報告書 No.13 で、同年 4 月 28 日時点の株券等保有割合が 18.66% (議決権比率約 18.90%) に達しているも

ののその後も買い増しを続け、2025 年 6 月 10 日時点で株券等保有割合が 19.69% (議決権比率約 19.93%) に達するまで、僅か 4 営業日を除く全営業日において当社株券等を市場内外にて買い集めておりました。

また、当社は、ダルトンらから 2022 年 6 月開催の定時株主総会以降、継続的に譲渡制 限付株式報酬の導入、自己株式の取得、社外取締役の員数に関する定款変更に係る株主提 案を受ける一方で、ダルトンらとの間で建設的な対話を継続しておりましたが、NAVF Select のアドバイザーであって、Rosenwald Capital Management, Inc.が過半数を所有 し、ダルトンのチーフ・インベストメント・オフィサーである James B. Rosenwald Ⅲ 氏(以下「Rosenwald 氏」といいます。)が管理する投資会社である RSM は、当社に対 する 2025 年 1 月 29 日付け書簡(以下「2025 年 1 月 29 日付け書簡」といいます。) にお いて、RSM 及びその投資家グループをパートナーとするマネジメント・バイ・アウト(以 下「MBO」といいます。)によって当社を非公開化することを提案(以下「本提案」とい います。) し、2025 年 1 月 29 日付け書簡受領後 4 週間以内に、MBO のパートナー選定 結果について回答することを求めています。その後、Rosenwald 氏を含むダルトンらは、 2025 年 2 月 17 日に当社と面談を実施し、本提案に関する検討状況について質問をすると ともに、引き続き、本提案についてダルトンらが MBO のパートナーとなるプライベー ト・エクイティ・ファンドを紹介すること等を通じて当社に対し具体的に検討を進めるこ とを求める旨の発言を行いました。さらに、同年 5 月 20 日にも再度面談を実施し、 Rosenwald 氏を含むダルトンらは、本提案に関する検討状況について再度質問を行うとと もに、ダルトンらの株券等保有割合を背景として Rosenwald 氏を含むダルトンらの関係者 を当社の社外取締役として招聘することの提案を行いました。この間においても、ダルト ンらはペースを落とすことなく当社株券等の買い増しを続けており、特に、2025年に入っ てからは同年2月 17日の面談の前営業日まで、全営業日において当社株券等を市場内外に て買い集めておりました。

当社は、上記のとおり、ダルトンらが当社に対して MBO に係る本提案や当社社外取締役への就任の提案を行う一方で、並行して、当社株券等を市場内外にて買い集めている状況を受けて、2025 年 8 月 22 日付けで、自らを投資主体に含める MBO の速やかな実施を求めている特定の株主の影響力が過大になれば、当該株主と一般株主との間に利益相反が生じる可能性があることから、ダルトンに対し、議決権ベースで 21%以上の当社株式の買集めは差し控えていただくよう要請する書簡を送付するとともに、8 月 27 日面談において、ダルトンらに対し、改めて議決権ベースで 21%以上の当社株式の買集めは差し控えていただくよう要請いたしました。これに対し、ダルトンらは、かかる面談において、当社株式を 24%又は 25%以上は買い増さない旨の発言をする一方で、当社が上場会社である以上 30%を保有したとしてもそれは仕方がない旨の発言や、既に当社株券等を議決権比率にして約 21.1%保有しているため、当社の要請に応じることはできない旨の発言をし、当社に対し、ダルトンらが今後も当社株券等を更に買い集めることができる余地を確保する

よう要請を行いました。さらにダルトンらは、このような要請を行っておきながら、8月27日面談全体を通じて本件株式買集めの目的や内容を具体的に明らかにしませんでした。加えて、8月27日面談において、ダルトンらは、ダルトンらの株券等保有割合を踏まえれば、ダルトンらの関係者を最低でも1名社外取締役として受け入れることが通常である旨の発言を行い、引き続き、当社に対してダルトンらから社外取締役を受け入れることを強く要請してきております。なお、8月27日面談の内容について、当社としては、本対応方針を導入するに至った経緯及びその理由について適時適切に情報開示することで当社の株主の皆様のご判断に必要かつ有益な情報が十分に提供されることが経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて一」における「透明性の原則」に照らして適切であると判断したことから、ダルトンらがその株券等保有割合を前提に当社の社外取締役への就任を求めてきた経緯を含めて8月27日面談の内容について株主の皆様のご判断に必要な範囲で開示を行っております。

このように、①公表情報によれば、ダルトンらの当社株券等に係る株券等保有割合が 19.69% (議決権比率約 19.93%) に達しており、かつ、ダルトンらによれば、既に当社株 券等を議決権比率にして約 21.1%保有している旨の発言があったこと、②ダルトンらが現 在保有する当社株券等に加えて、市場内外で更なる株式買集めを実施することを強く希望 しており、かつ、その具体的可能性を否定できないこと、③ダルトンらによる本株式買集 めの目的や内容等に関する情報が不足していること、④ダルトンらが MBO や当社に対す る社外取締役の派遣を含む自己が提案する内容を実現するためのプレッシャーを与える目 的で断続的に当社株券等を急速かつ大量に買い集めている具体的な可能性があること、及 び⑤**別紙A**に記載のようなダルトンらの過去の投資活動の経緯及びその結果等に鑑みる と、本株式買集めの目的ないしその結果が、ダルトンらと一般株主との間に潜在的な利益 相反が生じる可能性があることが懸念され、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益 の最大化を妨げることになるおそれは否定できないものと認識しております。特に、ダル トンらが多数の企業に対して一律の内容の株主提案を行っていることや、既に取締役会の 過半数は当社の経営戦略に照らして必要とされる知識・経験・能力や多様性を備えた独立 社外取締役で構成されており、十分な株主目線の経営を実施している当社に対して、ダル トンらの株券等保有割合のみを理由になお社外取締役を派遣することに固執している姿勢 等を踏まえると、ダルトンらが各社固有の事情を十分に踏まえた上で、当該各社固有の企 業価値及び株主価値向上のための最適な方法の実現を目指して投資活動ないしエンゲージ メント活動を行っているものとは考え難いことからも、本株式買集めの目的ないしその結 果が、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げることになるおそれを 懸念しております。

かかる認識の下、当社取締役会は、本株式買集めの状況や本提案の内容、8月27日面談

を含むこれまでのダルトンらの言動等に鑑みると、ダルトンらが、その議決権割合を 21% 以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為等(即ち、大規模買付行為等)を行う 蓋然性が相応に高いと合理的に判断できることを受け、また、ダルトンらによる当社株券等を対象とする大規模買付行為等が継続している状況下において、第三者による大規模買付行為等が企図されるに至る場合も想定し、これらの大規模買付行為等が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切なご判断を下すための情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者(下記 III 2(2)で定義されます。以下同じです。)と交渉又は協議を行うことができるよう、かかる大規模買付行為等については、当社取締役会の定める一定の手続に基づいてなされることが、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するとの結論に至りました。

その結果、当社取締役会は、冒頭に記載のとおり、本日、会社の支配に関する基本方針 の一部を見直すとともに、本対応方針を導入することを決議いたしました。なお、当社は 2022 年 5 月 12 日付けで「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」(いわゆ る事前警告型買収防衛策)を廃止しておりますが、廃止プレスに記載のとおり、その時点 においても、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為が 行われるリスクが低下したとは認められず、当該リスクに対する十分な備えを取締役会と して行うことは引き続き必要であると考えており、当社株式の大量買付行為が行われる場 合には、大量買付行為を行おうとする者に対しては、株主の皆様がその是非を適切に判断 するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外取締役の意見を 尊重した上で当社取締役会としての意見を開示し、株主の皆様が検討するために必要な情 報及び時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法、その他の関連諸法令の許容す る範囲内で、その時々において適宜適切な措置を速やかに講じることで、当社の企業価値 及び株主共同の利益の確保及び向上に努めることを公表していたものであり、いわゆる事 前警告型買収防衛策とは異なる本対応方針を導入することは、当社による「当社株式の大 量買付行為への対応策(買収防衛策)」の廃止と矛盾するものではなく、むしろ廃止プレ ス時の方針に沿うものであると考えております。

また、上記の決議と併せて、当社取締役会は、当社取締役会による恣意的な判断を防止 し、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、独立委員会を設 置し、当社の独立社外取締役である楠瀬玲子氏、村上佳代氏、藤田昇三氏、阿部和史氏、 嶋村和恵氏の 5 名を独立委員会の委員に選任いたしました。独立委員会の設置及び独立委 員会の委員の選任については、本日付け「独立委員会の設置及び独立委員会委員の選任に

¹ ダルトンらは、約 21.1%の議決権を既に保有していると主張していますが、当社としては客観的な 資料からかかる事実を確認できておりません。もっとも、ダルトンらの株主としての利益を不当に 害することがないように、当社としては、本対応方針導入までに適法に取得したダルトンらによる 当社株券等の議決権割合が 21%を超えていることのみをもっては、本対応方針に基づく対抗措置を 発動することは想定しておりません(下記Ⅲ2(2)参照)。

関するお知らせ」をご参照下さい。

なお、会社法及び金融商品取引法その他の法律、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社株式等が上場されている金融商品取引所の規則等(以下「法令等」と総称します。)に改正(法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。以下同じです。)があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、これらの法令等の各条項を実質的に承継する当該改正後の法令等の各条項にそれぞれ読み替えられるものとします。

I. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、当社株式の大規模買付行為等が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えています。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為等又はこれに関する提案のなかには、当 社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものや、株主の皆様に当社 株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等も想定されます。

したがって、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社株式の大規模買付行為等を行おうとする者に対しては、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外役員の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討等に必要な情報と時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適宜適切な措置を速やかに講じてまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方は以上のとおりであり、当社取締役会といたしましては、大規模買付者が大規模買付行為等を実行するに際しては、最終的には、当該大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報とが株主の皆様に対して事前に十分提供された上で、当社の株主の皆様が、当該大規模買付行為等を実行することに同意されることが条件となるべきものと考えています。かかる観点から、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、当社の株主の皆様によるこのような検討及び判断の場として、株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を開催することと

いたします。そして、株主意思確認総会において、株主の皆様が、当該大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合には(当該意思は、当該大規模買付行為等が行われた場合に当社が所定の対抗措置を講じることについての承認議案が、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決されるか否かを通じて表明されるものとさせていただきます。)、当社取締役会といたしましては、当該大規模買付行為等が、株主意思確認総会において開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを実質的に阻止するための行為を行いません。

したがって、本対応方針に基づく対抗措置(具体的には新株予約権の無償割当て)は、(a)株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合、又は、(b)大規模買付者が下記**Ⅲ 2**(3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合にのみ、独立委員会による勧告を最大限尊重して発動されます。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取組み

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、以下の社是、経営理念のもと、1955年の創業以来、シャッターやドア等の住宅・ビル用建材を製造、販売、施工することによって、お客様に「安心」「安全」「快適環境」を提供してきました。また「安心」「安全」「快適環境」はもとより、人、社会、環境にやさしい「多彩なものづくり」と「サービス」を通じて社会の発展に貢献し、人々の幸せを実現することを使命と定め、この使命を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、企業価値ひいては株主共同の利益の持続的かつ長期的向上に取り組んでおります。

社是

誠実 誠実とは心のふれあいである。真心のふれあいで信頼は生まれる。

努力 努力とは創造する行為の持続力である。

奉仕 奉仕とは自発的な行為、行動でお客様や社会のお役に立つこと。

② 経営理念

私たちは、常にお客様の立場に立って行動します。 私たちは、優れた品質で社会の発展に貢献します。 私たちは、積極性と和を重んじ日々前進します。 当社グループの企業価値の源泉は、創業以来、独創的な発想と開発力によって、業界の先駆けとなる製品やサービスを次々と発表することで築き上げてきた「技術の文化」というブランドをはじめとして、人的資源を含む有形無形の経営資源、そして株主の皆様、お客様、取引先、従業員、地域関係者の皆様等のステークホルダーの皆様との関係にあると考えております。

当社は、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的かつ継続的に投資していただくため、上記Iの基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、以下の施策を実施しております。

(2) 中期経営計画の実行

当社グループでは、2024年度から2026年度における新たな3カ年の中期経営計画をスタートさせ、『恒久的な企業価値の創出を目指して』を基本テーマとして掲げ、課題の見える化を最優先とし、次世代に向けた恒久的な利益創出の仕組みづくりと人材育成に取り組んでおります。

初年度である 2024 年度は、「徹底した業務プロセスの見える化」をテーマとして、営業力強化で顧客満足度の向上を図るとともに、防災・減災・環境対応製品のさらなる販売強化、社会環境の変化に対応した生産体制の基盤構築と製造原価低減、設計・施工・工事のスキルアップ、人的資本への投資によるBXグループ価値の最大化などの施策に取り組みました。

2025 年度は、更なる企業価値向上や資本効率の向上に向けて株主還元方針を拡充いたしました。今後も株主還元の拡充に取組んでまいります。また、「効率的な業務プロセスの構築」を基本テーマとし、昨年度の「徹底した業務プロセスの見える化」で顕在化した生産性や成長を妨げる課題に対し、新たな意識、発想、着眼点から利益創出の仕組みを再構築してまいります。業務プロセスの見える化とそれに準じた数値の可視化により、投資した資源を有効に活用し、効率的な事業運営ができているか確認できる仕組みを検証し、最終年度である 2026 年度には最大限の成果を生み出すべく、改革を実行してまいります。

2. コーポレート・ガバナンスに関する取組み

(1) コーポレート・ガバナンス(企業統治の推進)

当社グループでは、厳しい事業環境のもとで、企業競争力強化の観点から迅速で適切な経営判断を行うことが重要であると考えております。また、経営の透明性の観点から、経営のチェック機能の強化及び公平性を保つことも重要であると考え、コーポ

レート・ガバナンスを充実させるための体制整備やきめ細かい情報公開に取り組んで おります。

経営の体制としては、2017年6月より監査等委員会設置会社へと移行し、取締役会の議決権を保有する 5 人の監査等委員である取締役で構成される監査等委員会が取締役の業務執行状況を監査・監督する体制を構築、整備することで、さらなる適法性、透明性の確保を図ってまいります。

また、2021 年 8 月 31 日開催の取締役会において、取締役の選解任等及び報酬等の 決定に関する取締役会の機能の独立性及び客観性並びに説明責任の強化を目的とし て、同日付で取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置し、その後、 本委員会のさらなる機能強化を目的として委員長を独立社外取締役とすることを決議 いたしました。

内部統制システムについては、内部統制システム構築の基本方針に基づき、当社グループの全役職員が効率性、公正性、法令順守、資産の保全を全業務の中で達成する 取り組みを行っております。

また、当社グループでは、企業の社会的責任を果たすことが企業価値の持続的な向上に不可欠であると考え、当社グループ「CSR憲章」「CSR行動指針」のもと、企業の発展のための重要なテーマであるESG(環境・社会・ガバナンス)の視点に基づく事業活動を重視しており、全役職員によるお客様満足の追求、全社的なコンプライアンス体制の整備による誠実な企業経営、脱炭素活動の推進や気候変動リスクへの対応などの環境負荷軽減、全ての従業員が働きがいを持って業務に従事するための働き方の革新等に取り組むとともに、全世界共通の目標である「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」への取り組みも強化し、当社グループの企業価値向上と持続可能な社会の発展に向けた取り組みを強化してまいります。

(2) その他

当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンス報告書をご参照下さい。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化す

ることを目的として、上記 I 「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り 方に関する基本方針」に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるに当たっての判断についても、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えています。そして、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるに当たっての判断を適切に行うためには、当該大規模買付行為等の開始に先だって、株主意思確認総会によって株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認を熟慮に基づく実質的なものとするためには、その前提として、大規模買付者からの十分な情報提供及び株主の皆様における検討時間を確保することが必要であると考えています。

以上の認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為等がなされるに際して、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすべく、その前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するよう求めるとともに、かかる情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保する枠組みとして、大規模買付行為等がなされる場合に関する手続として、以下のとおり、本対応方針を決定いたします。かかる手続は、株主の皆様に対し、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するためのものであり、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するものであると考えています。

それ故、当社取締役会は、大規模買付者に対して、本対応方針に従うことを求め、 当該大規模買付者が本対応方針に従わない場合には、当社の中長期的な企業価値ない し株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、独立委員会の意見を最大限尊重し た上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

なお、本対応方針は、本株式買集めにより、ダルトンらがその議決権割合を 21%以上とする当社株券等の買付行為等(即ち、大規模買付行為等)を行う蓋然性が相応に高いと合理的に判断できることを受けて、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、ダルトンらによる当社株券等を対象とする大規模買付行為等に対して一定の手続を定めることが必要であるとの判断の下、当社取締役会においてその導入を決定しました。また、大規模買付行為等に対して当社が所定の対抗措置を講じるか否かについても、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、最終的には、株主意思確認総会を通じて株主の皆様のご意思に委ねられる仕組みとなっています。したがって、大規模買付行為等の詳細を評価・検討する

のに必要な時間及び情報が十分に確保されることを前提に、当社取締役会が株主の皆様に対して説明責任を果たした上で、対抗措置の発動について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決された場合には、当該対抗措置は株主の皆様の合理的意思に依拠しているものと解し得ると考えており、その合理性については問題がないものと判断しています(本対応方針の合理性を高める仕組みの詳細については下記5をご参照下さい。)。

2. 本対応方針の内容

(1) 概要

① 本対応方針に係る手続

上記のとおり、当社としては、大規模買付行為等がなされることを受け入れるに当たっての判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えています。そのため、株主意思確認総会により株主の皆様のご承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図るため、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

また、本対応方針は、株主の皆様によるご判断の前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するよう求め、かかる情報に基づき株主の皆様が、当該大規模買付行為等がなされることの是非を熟慮されるために要する時間を確保し、その上で、株主意思確認総会を通じて、当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるに当たり、株主の皆様のご意思を確認することとしていますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合、即ち、大規模買付者が、下記(3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合にも、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

② 独立委員会の設置

当社は、本対応方針の運用に関して、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止して、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程(概要につきましては、**別紙1**をご参照下さい。)に基づき、独立委員会を設置しています。独立委員会は、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必

要な事項について勧告するものとします。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非等について判断します。

なお、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等)の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員に事故あるとき、あるいは、その他特段の事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

③ 対抗措置としての新株予約権の無償割当ての利用

上記①で述べた対抗措置が発動される場合においては、当社は、非適格者(下記 3 (1)⑤(a)で定義されます。以下同じです。)による権利行使は認められない旨の差別的行使条件等及び非適格者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適格者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、新株予約権の無償割当ての方法(会社法第 277 条以下)により、当社の全ての株主の皆様に対して割り当てることとなります(詳細は下記 3 をご参照下さい。)。

④ 当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、当社による本新株予 約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付され る場合には、非適格者の有する当社株式の割合は、一定程度希釈化されることと なります。

(2) 対象となる大規模買付行為等

本対応方針において、「大規模買付行為等」とは、

①特定株主グループ (注 1) の議決権割合 (注 2) を 21%以上とすることを目的とする当社株券等 (注 3) の買付行為 (公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。以下同じです。)、

- ②結果として特定株主グループの議決権割合が 21%以上となるような当社株券等 の買付行為、又は
- ③上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注 4)を樹立するあらゆる行為(注 5)(但し、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が 21%以上となるような場合に限ります。)

であると合理的に判断される行為を意味し(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。)、「大規模買付者」とは、上記のとおり、かかる大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

- 特定株主グループとは、(i)当社の株券等(金融商品取引法第27条の23 (注1) 第 1 項に規定する株券等をいいます。) の保有者(同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれ る者を含みます。) 及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に 規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされ る者を含みます。以下同じです。)、(ii)当社の株券等(同法第27条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。) の買付け等(同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行わ れるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。)、(iii)上 記(i)又は(ii)の者の関係者(これらの者との間にフィナンシャル・アド バイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関 その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理 人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー及びこれらの者が 実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者とし て当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいま す。)、並びに(iv)上記(i)乃至(iii)に該当する者から市場外の相対取引 又は東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社株 式を譲り受けた者を意味します。
- (注 2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第 27 条の 23 第 1

項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者であ る場合における当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該 保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の 数をいいます。) も計算上考慮されるものとします。) 又は(ii)特定株 主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等 をいいます。) の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の 当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第 27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をい います。かかる株券等保有割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に 定義される特別関係者、(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・ アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融 機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護 士並びに会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに(ハ)上記(イ)又は (ロ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立 会外取引 (ToSTNeT-1) により当社株券等を譲り受けた者は、当社企 業価値最大化又は株主の皆様共同の利益の観点から問題ないと考える 旨の独立委員会による認定がない限り、本対応方針においては当該特 定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等所有割合の 計算上、共同保有者(本対応方針において共同保有者とみなされるも のを含みます。)は、本対応方針においては当該特定の株主の特別関 係者とみなします。なお、当社の株券等保有割合又は株券等所有割合 の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第 27 条の 23 第 4 項に 規定するものをいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8 項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、 自己株券買付状況報告書、決算短信及び四半期決算短信のうち直近に 提出されたものを参照することができるものとします。

- (注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を 意味します。
- (注4) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、共同協調行為等認定基準(別紙2。但し、独立委員会は、法令の改正又は裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。)に基づいて行うものとします。
- (注5) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、独立委員会の勧告を

最大限尊重し、当社取締役会が合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

また、本対応方針においては、仮に、本対応方針の導入の公表時点において、既に特定株主グループの議決権割合が21%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の議決権割合との合計が21%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは「大規模買付者」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為(疑義を除くために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。)、又は新たに上記③に掲げる他の株主との間で行う行為を「大規模買付行為等」と取り扱うこととします。

そのため、仮に、本対応方針の導入の公表時点において、既に、特定株主グループの議決権割合が 21%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループとしての議決権割合の合計が 21%以上となっている場合においては、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為(疑義を除くために付言すると、当社株券等を新たに 1 株取得する行為も含みます。)、又は新たに他の株主との間で行う上記③に掲げる行為について、本対応方針に定める手続に従うことが必要となります。

(3) 対抗措置の発動に至るまでの手続

本対応方針は、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてそのご意思を表明いただく機会の確保を目的としたものであるところ、当社の株主意思確認総会を開催するまでには、一定の期間を要します。また、本対応方針は、株主の皆様が当該大規模買付行為等の是非を熟慮させる前提として、大規模買付者からの情報提供を求め、その情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために要する時間を確保することも目的としています。

そこで、大規模買付者から大規模買付行為等に関する情報を取得し、かつ株主の皆様の熟慮期間を確保した上で、確実に株主意思確認総会を経られるよう、大規模買付者には、本対応方針に定める以下の手続に従っていただくものとします。

① 大規模買付行為等趣旨説明書の提出

大規模買付者には、本対応方針導入後に大規模買付行為等に該当する行為を行う場合は 60 営業日前までに、大規模買付行為等趣旨説明書を当社取締役会宛に

書面にて提出していただきます。大規模買付行為等趣旨説明書には、実行することが企図されている大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付届出書に記載すべき内容に準じる内容を日本語で記載していただいた上、大規模買付者の代表者による署名又は記名押印をしていただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書を添付していただきます。

当社取締役会が、大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。

② 情報提供

当社は、大規模買付者に対して、遅くとも当社取締役会が大規模買付行為等趣 旨説明書を受領した日から 5 営業日以内(初日は算入されないものとします。以 下同じです。)に、株主の皆様が株主意思確認総会において大規模買付行為等が なされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる情報(以 下、当該情報を「本必要情報」といいます。)の提供を求めます。なお、本必要 情報の一般的な項目は別紙3のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の 属性及び大規模買付行為等の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の 皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に 限定するものとします。

当社は、本必要情報が提出された場合、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様において当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断されるために不十分であると合理的に判断する場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求める(かかる判断に当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。)ことがあります。この場合には、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。当該情報が提供された場合にも、当社は、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で、適時適切に開示します。

なお、本必要情報の内容及び本必要情報の提供その他当社への一切の通知又は 連絡における使用言語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、日本語に限り ます。

③ 取締役会評価期間

当社取締役会は、当社が大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から 60 営業日以内で当社取締役会が合理的に定める期間を、当社取締役会による大規模買付行為等がなされることの是非を評価・検討するための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。なお、取締役会評価期間については、上記②の情報提供の完了時ではなく、大規模買付行為等趣旨説明書の受領日を期間の起算点としていることに鑑み、暦日ではなく営業日をベースとしています。

今後の大規模買付行為等は、取締役会評価期間の経過後(但し、株主意思確認 総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及 び株主意思確認総会の終結後)にのみ実施されるべきものとします。

④ 株主意思確認総会の開催

当社は、当社取締役会において大規模買付行為等がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、大規模買付行為等趣旨説明書受領後 60 営業日以内に株主意思確認総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主意思確認総会を開催します。当該株主意思確認総会においては、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当社取締役会は、当該株主意思確認総会において、大規模買付行為等がなされることに代わる当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様の利益の最大化に向けた代替案を提案することがあります。かかる提案をするに当たっては、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重するものとします。

株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくことになります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必

要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し適時・適切に開示します。また、株主意思確認総会を開催する場合には、議決権を行使できる株主の範囲(近時の裁判例や大規模買付行為等の態様等も踏まえて、適切に当該範囲を決定することを予定しています。)、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適時適切な方法によりお知らせします。

⑤ 対抗措置

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案を承認された場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、下記3に記載する対抗措置(差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て)を発動します。これに対し、当該株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

但し、大規模買付者が上記①から③までに記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合には、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関し、大規模買付者から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために必要な時間を確保することができず、また、株主の皆様のご意思を確認する機会を確保することもできません。したがって、かかる場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を経ることなく、特段の事由がない限り、対抗措置を発動します。当社取締役会は、対抗措置発動の是非を判断するに当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。当社は対抗措置を発動する場合には適時適切に開示します。

3. 対抗措置(本新株予約権の無償割当て)の概要

当社が、本対応方針に基づく対抗措置として実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです(下記に定める他、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとします。)。

(1) 割り当てる本新株予約権の内容

① 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社普诵株式

② 本新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とします。

③ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円に各新 株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。

④ 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、当社取締役会が別途定める一定の期間とします。

- ⑤ 本新株予約権の行使の条件
 - (a) 非適格者が保有する本新株予約権(実質的に保有するものを含みます。) は、行使することができません。

「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。なお、当社 取締役会は、下記(iv)の(y)の認定・判定については、共同協調行為等認定基 準(別紙2)に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限に尊重した上 で非適格者を認定し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該非適格者 の認定を対抗措置の発動に関する議案に含めて当社株主の皆様にお諮りしま す。

- (i) 大規模買付者
- (ii) 大規模買付者の共同保有者(本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。)
- (iii) 大規模買付者の特別関係者(本対応方針において特別関係者とみなされるものを含みます。)

- (iv) 当社取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該 当すると合理的に認定した者
 - (x) 上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - (y) 上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー及びこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。
- (b) 新株予約権者は、当社に対し、上記⑤(a)の非適格者に該当しないこと(第三者のために行使する場合には当該第三者が上記⑤(a)の非適格者に該当しないことを含みます。)についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。
- (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。
- (d) 上記⑤(c)の条件の充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当 社取締役会が定めるところによるものとします。

⑥ 取得条項

(a) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が 定める日において、未行使の本新株予約権で、上記⑤(a)及び(b)の規定に従 い行使可能な(即ち、非適格者に該当しない者が保有する)もの(上記⑤ (c)に該当する者が保有する本新株予約権を含みます。下記⑥(b)において 「行使適格本新株予約権」といいます。) について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を、対価として取得することができます。

(b) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が 定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のも のについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使 に一定の制約が付されたもの(以下に記載する行使条件及び取得条項その他 当社取締役会が定める内容のものとします。以下、当該新株予約権を「第 2 新株予約権」といいます。)を対価として取得することができます。

(i) 行使条件

非適格者は、次のいずれの条件も満たす場合その他当社取締役会が 定める場合には、第2新株予約権につき、第2新株予約権の行使後の 大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が21%又 は当社取締役会が別途定める割合(本日時点のダルトンらの当株券等 に係る議決権割合が21%を超えている場合には、ダルトンらとの関係 では、「21%又は当社取締役会が別途定める割合」は、「本日時点の 大規模買付者の議決権割合」に読み替えられるものとします。以下同 じです。)を下回る範囲内でのみ行使することができます。

- (x) 大規模買付者が大規模買付行為等を中止又は撤回し、かつ、その 後大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合 であること。
- (y) (a)大規模買付者の議決権割合(但し、本(i)において、議決権割合の計算に当たっては大規模買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者とみなして算定するものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。)として当社取締役会が認めた割合が21%又は当社取締役会が別途定める割合を下回っている場合であること、又は、(8)大規模買付者の議決権割合として当社が認めた割合が21%又は当社取締役会が別途定める割合以上である場合において、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を市場内取引を通じて処分し、かつ、当該処分を行った後における大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が21%又は当社取締役会が別途定める割合を下回った場合であること。

(ii) 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権(但し、行使条件が充足されていないものに限ります。)を、その時点における当該第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができます。

(c) 本新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。なお、当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

⑦ 譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、当社取締役会の承認を要します。

⑧ 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

9 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは、各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

⑩ 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

(2) 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式(当社の有する普通株式を除きます。) 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で割り当てることとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

当社取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当 社普通株式の全株主(当社を除きます。)に対し、本新株予約権を割り当てます。

(4) 本新株予約権の総数

当社取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数(但し、当 社が有する普通株式の数を除きます。)と同数とします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める基準日以降の日で当社取締役会が別途定める日とします。

(6) その他

本新株予約権の無償割当ては、①株主意思確認総会において株主の皆様によるご承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合(仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合)、又は、②大規模買付者が上記 2(3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実施しようとする場合(仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合)のいずれかが充足されることを条件として、効力を生じるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本対応方針導入時に本対応方針が株主及び投資家の皆様へ与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。したがって、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接的 具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

本新株予約権は、株主の皆様全員に自動的に割り当てられますので、本新株予約権の割当てに伴う失権者が生じることはありません。本新株予約権の無償割当てが行われる場合、株主の皆様が保有する当社株式1 株当たりの価値の希釈化は生じますが、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定していません。また、本新株予約権については、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することを予定しています。

但し、上記 3(1)⑤(a)所定の非適格者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に不利益が発生する可能性があります。

また、当社が本新株予約権の無償割当てを行う場合、本新株予約権の無償割当てを受けるための基準日を設定します。本新株予約権の無償割当てによって当社株式 1 株当たりの価値の希釈化が生じることから、本新株予約権の無償割当てを受ける株主の皆様を確定した後は、当社株式の株価が下落する可能性があります。当社取締役会は、大規模買付行為等の態様その他諸般の事情を考慮した上で、本新株予約権の無償割当てのための基準日を設定します。当社はかかる基準日を設定する場合には適時適切に開示します。

大規模買付者が上記 2 (3)に記載した手続を遵守し、かつ、株主意思確認総会において対抗措置の発動に係る議案につき株主の皆様のご承認が得られない場合には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。また、当社取締役会は、対抗措置を発動する手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合(例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回し、今後大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合等)には、対抗措置の発動を中止又は留保することがあります(その場合には、適用ある法令等に従って、適時適切な開示を行います。)。1 株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買等を行った株主及び投資家の皆様は、これらの事態のいずれかが生じる場合には、株価の変動に

より相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に必要となる手続

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の無償割当てのための基準日を定め、適時適切に開示します。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社の株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。したがって、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることとなります。

(b) 本新株予約権の取得の手続

株主の皆様に割り当てられた本新株予約権は、上記3に記載のとおり、行使の条件や行使に関する手続が定められていますが、原則として、行使期間の到来よりも前の当社取締役会が別途定める日に、取得条項に基づき当社が取得することを予定しています。その場合には、当社は、法令等に従い、取得の日の2週間前までに公告をした上で、かかる取得を行います。

当社が、上記 3 (1)⑥(b)に従って、取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります。但し、非適格者については、本新株予約権の取得又は行使等に関する取扱いが他の株主の皆様と異なることになります。

(c) その他

当社は、上記の各手続の詳細について、実際にこれらの手続が必要となった際に、法令等に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

5. 本対応方針の合理性を高める仕組み

(1) 平時導入の対応方針に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものではありますが、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」並びに、東京証券取引所の定める平時導入の対応方針に関する規則及び同取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月11日の改訂後のもの)の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されています。

(2) 株主意思の尊重(株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること)

本対応方針は、当社取締役会の決議により導入するものであり、株主総会において 株主の皆様のご承認を得ることは予定していませんが、当社は、本対応方針に基づく 対抗措置を発動するに当たっては、原則として株主意思確認総会を開催することによ り、株主の皆様の意思を反映いたします。大規模買付者が上記 2(3)に記載した手続を 遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様の意思に基づいてのみ対抗措置 の発動の有無が決定されることになります。

また、大規模買付者が上記 2 (3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実施しようとする場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、当社取締役会限りで対抗措置が発動されることになりますが、これは、株主の皆様に必要十分な情報について熟慮した上で大規模買付行為等の賛否を判断する機会を付与しないという大規模買付者の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保するためにやむを得ないものと考えています。

さらに、下記 6 記載のとおり、本対応方針は本日から効力が生じるものとしますが、その有効期間は、原則として、2026年 6 月開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとします。

このように、本対応方針は、株主意思を最大限尊重するものです。

(3) 取締役の恣意的判断の排除

上記(2)記載のとおり、当社は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。大規模買付者が上記 2(3)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会において対抗措置発動議案が承認されるか否かにより対抗措置が発動されるか否かが決定されることとなります。また、大規模買付者が、上記 2(3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合にも、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。このため、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。

また、当社は、上記 2 (1)②記載のとおり、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について、独立委員会の勧告を受けるものとしています。さらに、当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしています。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家 (フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等)の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の客観性及び合理性が担保されています。

したがって、本対応方針は、取締役の恣意的判断を排除したものです。

(4) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、下記 6 記載のとおり、株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)又はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。

6. 本対応方針の廃止の手続及び有効期間

本対応方針は本日から効力が生じるものとしますが、その有効期間は、2026年6月開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとします。但し、2026年6月開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当

社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、上記のとおり、本対応方針は、既に具体化している本株式買集めを含む大規模買付行為等への対応に主眼を置いて導入されるものであるため、具体的な大規模買付行為等が企図されなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されていません。

なお、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになります。

以 上

独立委員会規程の概要

- 1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、設置される。
- 2. 独立委員会委員は、3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役又は(2)社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者)のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- 3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから 1 年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとする。
- 4. 独立委員会は、各取締役又は各独立委員会委員が招集する。
- 5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
- 6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- 7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容 を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本対応方針に係る対抗措置発動の停止
 - (3) (1)及び(2)の他、本対応方針において独立委員会が権限を与えられた事項
 - (4) その他本対応方針に関連して当社取締役会又は当社代表取締役が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社グループの中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- 8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席 させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
- 9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用により、当社の業務執行を行う 経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイ ザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、税理士その他の専門家を含む。)から 助言を得ることができる。

共同協調行為等の認定基準

- ※ 本基準は、本対応方針で定義される大規模買付者を含む「非適格者」の認定に際して、「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いるものであるが、「大規模買付者」の認定の前提となる「大規模買付行為等」の認定に際して、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとする。
- ※ 認定は、認定の対象者(その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。)について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
- ※ 以下「大規模買付者」には、「大規模買付者」の親会社及び子会社(大規模買付者を含め、「大規模買付者グループ」という。)、大規模買付者グループの役員及び主要株主を含むものとする。
- 1. 当社株券等を取得している時期が、大規模買付者による当社株券等の取得又は重要提案行為等の当社経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得行動が行われている期間と重なり合っているか
- 2. 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
- 3. 当社株券等の取得を開始した時期が、大規模買付者による当社株券等の取得の開始、 当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、大規 模買付者による当社の経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の 獲得行動が開始された時期に近接し、又は本対応方針に係る議題を目的事項に含む株 主総会の基準日など、大規模買付者の行動に関連するイベントと近接しているか
- 4. 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期(例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期)において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、大規模買付者による当社株券等の取得の時期及び態様(例えば、信用買い等を駆使しているかどうか)の特徴との間に共通性がみられるか
- 5. 大規模買付者が株券等を取得している(又は取得していた)他の上場会社の株券等を 取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと 重なり合っているか
- 6. 上記5の重なり合う期間において、当該他の上場会社(大規模買付者とともに認定対

- 象者が株主となっていた他の上場会社)に対する株主権(共益権)の行使が大規模買付者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
- 7. 上記 5 記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び大規模買付者(並びに 認定対象者以外の者で大規模買付者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主 がいる場合には当該株主)による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ(例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行)が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれはどの程度か
- 8. 大規模買付者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
- 9. 大規模買付者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係(内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ)、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している若しくは存在していたこと、又は、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である若しくはあったことがあるなどの人的関係が存在するか
- 10. 当社に対する株主権(共益権)の行使が大規模買付者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か(なお、この 10 を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。)
- 11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が大規模買付者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か(なお、この 11 を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。)
- 12. その代理人やアドバイザーが、大規模買付者のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び/又は親族関係その他の人的関係があるなど、大規模買付者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか(直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。)
- 13. その他、大規模買付者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

大規模買付者に提供を求める情報

- 1. 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンドの場合) その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- 2. 大規模買付行為等の目的、方法及び内容等(大規模買付行為等の対価の価額・種類、 大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法 性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- 3. 大規模買付行為等の当社株式に係る買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- 4. 大規模買付行為等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- 5. 大規模買付行為等の完了後に想定している当社及び当社グループ会社の役員候補(当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策
- 6. 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容

ダルトンらによる過去の投資活動

第1 サンテレホンに対する投資事例

ダルトンらは、2003年9月3日に、サンテレホン株式会社(以下「サンテレホン」という。)の株券等に係る大量保有報告書で株券等保有割合が5.05%であることを公表して以降、2006年10月18日付けで、サンテレホンに対し何ら情報提供や協議の機会を提供することなく、サンテレホン株式を対象とする公開買付け(以下「対サンテレホン・ダルトンTOB」という。)を翌19日から実施する旨を公表するまでの間、サンテレホン株券等を断続的に買い集めていた。

ダルトンらによる 2006 年 10 月 25 日付け変更報告書 No.1 (注 1) その他の公表情報によれば、ダルトンらは、対サンテレホン-ダルトン TOB の開始予告をした同月 18 日時点で、株券等保有割合にして 41.94% (但し、JMBO の保有株券等の数が重複して計上されているため、実際の保有株券等の数を前提とした株券等保有割合は27.90%)、総議決権数に対する割合にして約 31.4%のサンテレホン株式を市場内外で買い集めていた。また、ダルトンらは、対サンテレホン・ダルトン TOB の開始予告に係るプレスにおいて、以前にサンテレホンに対し MBO を提案したことがあるものの、サンテレホンの経営陣がこれに応じなかったため、買付予定数が総議決権に対する割合にして約 9%の公開買付けを実施することで、議決権数を増加させた上で、MBO による非公開化を実現することを目的として対サンテレホン・ダルトン TOB を開始することとした旨を明示している。なお、ダルトンは、2006 年 5 月 17 日付け大量保有報告書では保有目的を「純投資」としていたが、同年 10 月 18 日を報告義務発生日とする、当該大量保有報告書に係る同年 10 月 25 日付け変更報告書 No.1 では、保有目的を「純投資、及び MBO の提案その他の企業価値の向上・株主への利益還元のための提案を行うため」に変更している。

対サンテレホン・ダルトン TOB は成立し、結果として、ダルトンらは、株券等保有割合にして 56.51% (但し、JMBO の保有株券等の数が重複して計上されているため、実際の保有株券等の数を前提とした株券等保有割合は 41.95%)、総議決権数に対する割合で 39.61%のサンテレホン株式を取得するに至った。

その後、日本産業パートナーズ株式会社及び Bain Capital Partners LLC が発行済株式総数の 50%ずつを保有する JBP-I 株式会社(以下「JBP-I」という。)の完全子会社である JIP-I 株式会社(以下「JIP-I」という。)が、2006 年 12 月 20 日付けで、サンテレホンについて、公開買付けによる MBO(以下「対サンテレホン-JIPI TOB」という。)を実施する旨を公表しているところ、ダルトンらは、JIP-I との間で、保有する全てのサンテレホン株式(対サンテレホン-JIPI TOB に係る公開買付届

出書によれば、サンテレホンの発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合にして約 38.94%)につき対サンテレホン-JIPI TOB に応募する応募契約を締結しており、実際に、保有する全てのサンテレホン株式を対サンテレホン-JIPI TOB で売却している。対サンテレホン-JIPI TOB が成立した結果、サンテレホンは、2007 年 5 月 24 日に上場廃止に至っている。

なお、報道によれば、ダルトンらは、2012 年 12 月時点で、JBI-I の株式を 10%保有していたとのことであり²、対サンテレホン-JIPI TOB の実施以前から、いわゆる折り返し出資を予定していた可能性も考えられる。折り返し出資の詳細については、下記**第3**ご参照。

以上の経緯を踏まえると、ダルトンらは、大量の株式買集めを通じて、結果として、サンテレホンに対して、ダルトンらの意向に沿った形で MBO を実施させることに成功しており、それに伴って、ダルトンらは、対サンテレホン・ダルトン TOB の開始から半年余りという短期間でその保有するサンテレホン株式の売却機会を確保している。

(注1) 2006年10月25日付け変更報告書No.1は、ダルトンらが同年5月17日付けで新たに提出した大量保有報告書に係る変更報告書である。ダルトンらは、株式保有者を変更していることに伴い、複数回に亘りサンテレホン株券等に関する大量保有報告書を提出しており、これに伴い各大量保有報告書に係る変更報告書を提出している。

第2 T&K TOKA に対する投資事例

ダルトンらは、2012年 6月 6日に、ダルトン LLC を提出者として、株式会社 T&K TOKA(当時は株式会社ティーアンドケイ東華。以下「T&K」という。)の株券等に係る大量保有報告書を提出して以降、2024年 2月 8日付け変更報告書 No.22 において、同月 1 日時点の株券等保有割合が 24.57%である旨を公表するまでの間、基本的に年間で株券等保有割合が約 $1\sim3\%$ 増加するペースで T&K 株式を断続的に市場内外で買い集めていた。

公表情報によれば、T&K は、ダルトン LLC の推薦を受け、2019 年 6 月から 2022 年 6 月までの間、ダルトンジャパンの役職員である磯貝厚太氏(以下「磯貝氏」という。)を取締役として受け入れている。また、公表情報によれば、ダルトン LLC の推薦を受けて取締役に就任した磯貝氏は、T&K 取締役会等において事業戦略に関する意見を述べることは少なく、自社株買いの余地・メリットに焦点を当てた発言を行

 $^{^2}$ 2012 年 12 月 26 日付け日本証券新聞記事「特報 日東工業がサンテレホン買収 勝者なき MBO?」。

い、取締役在任中に T&K 取締役会に発議した唯一の議案は、T&K 資産の売却とそれを原資とした自社株買いに関する討議だったとされている。

また、ダルトンらは、当初、重要提案行為等を行う可能性に言及しつつも、保有目的は基本的に長期保有にあるとしていたが、磯貝氏が同社の取締役に退任した直後、NAVFを共同保有者に加えた 2022 年 7 月 11 日付け変更報告書 No.15 において、同月4 日時点のダルトンらの株券等保有割合が 20.69%であることを公表するとともに、NAVFの保有目的について「投資及び経営陣に対する経営の助言並びに状況に応じて重要提案行為等を行うこと。特に、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンドは、発行会社の財務的健全性及び市場での地位が株価に反映されていないと考えており、全ての株主のために株式価値を高めるための方法を話し合うことを目的とし、発行会社の経営陣に対して対話を要求する場合がある」旨記載するに至っている。

公表情報によれば、その後、ダルトンらは、T&K に対し、RSM が紹介するプライ ベート・エクイティ・ファンドと T&K の経営陣とによる MBO により T&K を非公開 化する旨の提案を行ったが、T&Kがこれに応じなかったところ、2023年1月10日、 T&K に対して何ら情報提供や協議の機会を提供することなく、T&K 株式を対象と し、買付予定数の下限を 40.00%、上限を 44.00%とする公開買付け(以下「対 T&K-ダルトン TOB」という。)を開始している。ダルトンらは、対 T&K-ダルトン TOB に係る公開買付届出書において、「対象者[当社注:T&K のこと。以下同じ]に役 員派遣を行い経営権を取得する意図はないものの、株主総会において過半の議決権を 有する状況に近くなり、エンゲージメント活動における相当の影響力を有し、対象者 経営陣における経営の緊張感を高め、キャピタルアロケーションの改善の実現可能性 を高めることができる」等と述べているが、対 T&K-ダルトン TOB に対する T&K の 反対意見の表明に係るプレスリリースによれば、T&K の定時株主総会における議決 権行使率を踏まえると、対 T&K-ダルトン TOB が成立すれば、ダルトンらが、実質的 に T&K の株主総会において過半の議決権を有する蓋然性が極めて高かったとのこと である。なお、結果として、対 T&K-ダルトン TOB は応募株券等の総数が、買付予定 数の下限に達しなかったため不成立となった。

その後、Bain Capital Private Equity, LP(以下「Bain」という。)が、2023 年 8 月 17 日に公表し、2024 年 1 月 23 日に開始した、T&Kの非公開化を目的とした T&K 株式に対する公開買付け(以下「対 T&K-Bain TOB」という。)において、ダルトンらは公開買付者と応募契約を締結し、その時点で保有する全ての T&K 株式(対 T&K-Bain TOB に係る公開買付届出書(以下「対 T&K-Bain TOB 届出書」という。)によれば所有割合にして 24.59%)を対 T&K-Bain TOB を通じて売却している。T&K-Bain TOB 届出書によれば、Bain は、2023 年 1 月 10 日に対 T&K-ダルトン TOB が開始されたことを受けて、2023 年 1 月 23 日に T&K との間で意見交換を実施し、対 T&K-Bain TOB を実施するに至ったとのことであり、対 T&K-Bain TOB が、対

T&K-ダルトン **TOB** を契機として実施に至ったことが明らかにされている。なお、 **T&K**は、対 **T&K**-Bain **TOB** が成立したことにより、2024 年 4 月 25 日に上場廃止に至っている。

以上の経緯を踏まえると、ダルトンらは、大量の株式買集めを通じて、結果として、T&K に対して、非公開化を実施させることに成功しており、それに伴って、ダルトンらは、その保有する T&K 株式の売却機会を確保している。

第3トランコムに対する投資事例

ダルトンらは、2012 年 10 月 19 日に、ダルトンアドバイザリーを提出者として、トランコム株式会社(以下「トランコム」という。)の株券等に係る大量保有報告書を提出して以降、2024年2月8日にダルトンを提出者とする大量保有報告書の変更報告書 No.5 で同月 1 日時点の株券等保有割合が 6.33%であることを公表するまでの間、約5~6%の株券等保有割合を維持していたが、2024年5月頃から、トランコムの株式を市場内外で急速に買い集め、同年5月23日付け変更報告書 No.6 では同月16日時点の株券等保有割合が7.35%に、同年7月19日付け変更報告書 No.7 では同月9日時点の株券等保有割合が8.37%に至った旨を公表し、その後、更に買集めを加速させ、同年8月23日付け変更報告書 No.11では、同月16日時点の株券等保有割合が16.24%に至った旨を公表していた。

上記のとおり、ダルトンらは、2024年7月9日から同年8月16日までの間の僅か 1 か月の間にトランコム株式を約 8%買い集め、ダルトンらの株券等保有割合が 16.24%に至ったところ、トランコムは、その直後の同年 9 月 17 日に Bain と共に非 公開化を目的とした公開買付けによる MBO(以下「対トランコム-Bain TOB」とい う。) を実施することを公表している。Bain が 2024 年 9 月 18 日に提出した対トラ ンコム-Bain TOB に係る公開買付届出書(以下「対トランコム-Bain TOB 届出書」と いう。)によれば、ダルトンらは、公開買付者との間で、①その保有する全てのトラ ンコム株式(対トランコム-Bain TOB 届出書によれば、所有割合にして 18.09%)を 対トランコム-Bain TOB に応募する応募契約(以下「本応募契約」という。)を締結 している一方で、当該応募契約において、②対トランコム-Bain TOB の成立及びその 後のスクイーズ・アウトのための株式併合の効力発生後に、対トランコム-Bain TOB の公開買付価格と同額で、公開買付者の完全親会社の 69.3%の持分を有するエンティ ティ(なお、残りの 30.7%は創業家が保有)に対し 14.40%の持分出資(いわゆる折 り返し出資)を行うこと、及び③公開買付者の完全親会社に対し取締役 1 名を派遣す ることを合意しているとのことである。なお、トランコムは、対トランコム-Bain TOB の成立後、2025 年 1 月 15 日に上場廃止に至っている。

以上の経緯を踏まえると、トランコムは、ダルトンらの大量の株式買集めの結果と

して、非公開化を実施するに至っており、それに伴って、ダルトンらは、その保有するトランコム株式を売り抜けている。それに加えて、上記②の合意内容はいわゆる折り返し出資と呼ばれるものであるところ、一般に、公開買付け後に折り返し出資が予定されている場合には、折り返し出資者にとっては、その後の出資額を抑えるため、当該公開買付けの公開買付価格は高過ぎないことが望ましく、折り返し出資者と一般株主の利益相反の問題については慎重に検討する必要がある取引であると指摘されている3。

第4 栄研化学に対する投資事例

ダルトンらは、2023 年 12 月 5 日に、栄研化学株式会社(以下「栄研化学」という。)の株券等に係る大量保有報告書で株券等保有割合が 5.09%であることを公表して以降、2025 年 6 月 3 日付け変更報告書 No.21 で同年 5 月 27 日時点の株券等保有割合が 26.78%であることを公表するまでの間、1 か月当たり株券等保有割合にして約 1 ~3%のペースで栄研化学の株式を断続的に買い集めている。

公表情報によれば、ダルトンらは、大量保有報告書を提出して以降、栄研化学に対 して継続的に「エンゲージメントを実施」していたが、2024年11月8日に、「当社 [当社注:栄研化学のこと。以下同じ] の経営陣・従業員・当社が優遇を希望するサ プライヤーや顧客が新会社の株式の大部分を所有し、残りをダルトンらが所有する MBO モデル(ダルトンらが株式非公開化後に折り返し出資を行うことを前提とした 株式非公開化に関する財務モデル)」を提案している。その後、ダルトンは、2025 年3月11日付け書簡において、栄研化学の取締役会における MBO モデルの検討ス ピードの遅さを指摘した上で、取締役候補者(以下「当初候補者」という。)3 名を 推薦し、同年6月に開催される定時株主総会(以下「2025年6月定時株主総会」とい う。)において、当初候補者を会社提案候補者とするか、株主提案による候補者と なった場合に賛同するかについて 3 月末までに回答するよう栄研化学に要請していた が、同年3月19日には、当該要請にも拘らず、栄研化学との面談において、一転し て、当初候補者を 2025 年 6 月定時株主総会で会社提案の取締役候補者とする判断を 同年3月24日までに行わない場合には、当初候補者3名を取締役選任議案の候補者 とすることを求める旨の株主提案を行うと述べるに至っている。かかる面談でのプ レッシャーを受け、栄研化学は、2025年3月24日、ダルトンに対し、①当初候補者 を提案する書簡を受領してから僅か 2 週間では受入れ可否の判断はできないこと、② 当初候補者には、ダルトンらの関係会社に所属する者も含まれているため、当初候補

3 2021 日 9 月 17 日付け日経産業新聞記事「企業買収、少数株主の承認必要?―東京大学教授田中亘 氏に聞く、自ら条件化、権利保護を。」、2022 年 8 月 1 日付け日本経済新聞電子版記事「東芝、株 式非公開化の視界不良、利益相反リスクも」。 者を取締役とするにはスタンドスティル等の条件が含まれる守秘義務契約が必要となるが、ダルトンがこれに応じなかったこと等を理由に、同日時点では当初候補者を会社提案の取締役候補者とすることに合意しかねる旨を回答したところ、ダルトンは、最終的に、2025 年 4 月 21 日付けで当初候補者を含む 6 名の取締役候補者(以下「本候補者」という。)を提案する株主提案(以下「本株主提案」という。)を行った。なお、最終的には、栄研化学が本候補者のうち 2 名を会社提案の取締役候補者としたことで、ダルトンは本株主提案を取り下げている。

本件でも、ダルトンらは、株券等保有割合にして20%超の栄研化学株式を取得した後に、折り返し出資を前提とする MBO をするよう提案しており、加えて、MBO の検討を加速させるために、取締役候補者を提案する意向であることが明らかにされている。

第5 ホギメディカルに対する投資事例

ダルトンらは、2023年 6月 2日付けで株式会社ホギメディカル(以下「ホギメディカル」という。)の株券等に係る大量保有報告書を提出し、株券等保有割合が 6.48%であることを公表して以降、2025年 6月 5日付け変更報告書 No.20 において、同年 5月 23日時点の株券等保有割合が 26.38%であることを公表するに至るまで、概ね 1か月当たり約 1%のペースで、断続的にホギメディカルの株式を買い増してきた。

そのような中、ダルトンらは、2025 年 6 月 20 日に開催されたホギメディカルの定時株主総会(以下「2025 年 6 月定時株主総会」という。)において、ダルトンらは、非公開化を含むあらゆる経営方針の選択肢を検討すべきとの趣旨を提案理由とし、3 名の取締役候補者(以下「本候補者」という。)を選任する旨の株主提案(以下「本株主提案」という。)を行い、2025 年 6 月定時株主総会において、本候補者のうち、ダルトン創業者である Rosenwald 氏の取締役選任議案が可決された。

なお、本株主提案に関して議決権行使助言会社が発行した推奨レポートにおいて、 提案された本候補者のうち、会社の筆頭株主と関係を有する者が取締役に選任された 場合、取締役会の独立性が損なわれるおそれがあるといった趣旨のコメントがなされ ている。また、ホギメディカルの株式の取得に際しては、ダルトン自身が大量保有報 告書及び変更報告書において、「状況に応じ、①潜在的な利益相反回避のため、より 一層透明性の高い管理体制を求め、一般の少数株主等の意見を尊重する独立取締役の 選任を求めるなどの役員構成の変更、②株式価値向上のための増配など配当方針の変 更、自社株買いなど資本政策への変更、③その他提出者が発行者の株主価値向上につ ながると考えるあらゆる合理的な措置、に関する重要提案行為等を行う可能性があ る。」と記載する等、一般株主との間に利益相反が生じ得る可能性について自らも言 及しており、さらに、ホギメディカルの取締役会も、一般株主との間の利益相反の懸 念を理由として、Rosenwald 氏の取締役選任議案に対し反対の意見を表明している。加えて、2025 年 6 月定時株主総会における Rosenwald 氏の取締役選任議案について、ダルトンら以外の一般株主の反対率を推計した場合、一般株主による反対率は約67.05%(株主提案への反対行使個数93,780 個を、総議決権行使個数196,261 個よりダルトンらの推定議決権行使個数56,400 個(ダルトンらが同年3月末以前に提出した直近の変更報告書である2025年2月7日付け変更報告書No.18に記載された保有株券等の数に係る議決権の数)を控除した議決権行使個数139,861 個で除した割合)に達し、Rosenwald 氏の取締役選任議案は可決されたものの、ダルトンら以外の一般株主から過半数の信任が得られていない。

第6あすか製薬に対する投資事例

ダルトンらは、2023 年 11 月 24 日に、NAVF が、NAVF Select 及びダルトン LLC を共同保有者としてあすか製薬ホールディングス株式会社(以下「あすか製薬」という。)の株券等に係る大量保有報告書を提出して以降、2025 年 5 月 13 日付け変更報告書 No.15 で同月 2 日時点の株券等保有割合が 20.49%(議決権比率約 20.79%)であることを公表するまで、概ね 1 か月当たり約 1%のペースで、あすか製薬の株式を継続的に買い集めていた。また、上記株式買集めと並行して、RSM は、あすか製薬に対して、2025 年 1 月 28 日付け書簡において、RSM 及びその投資家グループをパートナーとするマネジメント・バイ・アウト(MBO)によってあすか製薬を非公開化することを提案し、当該書簡の受領後 4 週間以内に、かかる MBO のパートナー選定結果について回答することを求めるとともに、同年 5 月 27 日、Rosenwald 氏は、あすか製薬に対して、追加の買い増しの可能性がある旨の発言を行い、引き続き本提案の検討を要求した。

このような状況において、あすか製薬は2025年6月10日、ダルトンに対し、議決権ベースで22%以上のあすか製薬の株式の買集めは差し控えるよう要請する書簡を送付したが、ダルトンらは同月20日に、かかる要請に応じる意図は全くなく、今後もあすか製薬の株式を買い集める可能性がある旨の回答を行った。

また、過去に、ダルトンらはあすか製薬の株式を急速かつ大量に買い集めた直後に MBO を提案し、これが断られた後、過大な増配や、ダルトンらが保有していた当社 株式をプレミアム付き価格で買い取ることを要求している。

以上の経緯を踏まえて、あすか製薬の取締役会は、2025年7月1日、ダルトンらによる同社の株券等を対象とする大規模買付行為等を踏まえた大規模買付行為等に関する対応方針の導入を決議し、公表を行った。

その後、2025 年 8 月 18 日、あすか製薬は、ダルトンらより、同日付で最大で議決権総数の 30%程度となる水準まであすか製薬株式の買付けを行う意思がある旨等をそ

の内容とする大規模買付行為等趣旨説明書を受領した旨を公表した。

以上